

■ 感染症の種類と登校停止期間の基準

2023.5.8版

感染症の種類		登校停止期間の基準(以下の基準の基づき、主治医の判断による)
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウィルス)、中東呼吸器症候群(MERSコロナウィルス)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
	その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症日を0日として5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症日を0日として5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ・ムンプス)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 ※保健センターにお問合せください	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる